

種 目		所 得 金 額	種 目		所 得 金 額
しいたけ	乾燥	共同販売 (収入金額×29%)	ハウス野菜	無加温	共同販売 (収入金額×60%) - (391,300円×面積)
		個人販売 (収入金額×32%)			個人販売 (収入金額×64%) - (391,300円×面積)
	生	共同販売 (収入金額×16%)	花	露地	共同販売 (収入金額×68%) - (168,300円×面積)
		個人販売 (収入金額×19%)			個人販売 (収入金額×73%) - (168,300円×面積)
ハウス野菜	加温	共同販売 (収入金額×60%) - (576,500円×面積)	ハウス	花卉	共同販売 (収入金額×68%) - (328,000円×面積)
		個人販売 (収入金額×64%) - (576,500円×面積)			個人販売 (収入金額×73%) - (328,000円×面積)

確定申告はお早目に

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

お問い合わせ 月湯村役場(税務係) ☎375-2710
巻税務署 ☎0256-72-2355

- ① 所得の算出に必要な書類
- ② 源泉徴収票(家族の分も)
- ③ 各種保険料控除の払い込み
- ◆ 申告に必要なもの
- ④ 申告に必要なもの
- ⑤ 申告に必要なもの
- ⑥ 申告に必要なもの
- ⑦ 申告に必要なもの
- ⑧ 申告に必要なもの
- ⑨ 申告に必要なもの
- ⑩ 申告に必要なもの

平成三年分の所得税の確定申告や村県民税の申告が、二月十七日から始まります。月湯村でも、二月二十四日から役場の相談室で各地区別に日程を定めて納税相談を行います。

先に配布済みの「納税相談のお知らせ」をよくお読みの上、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。左記のような人は、確定申告をしなければなりません。

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を持った場合などで、平成三年中の所得金額が、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの合計額を超えるとき。
- ② サラリーマンで、給与所得や退職所得金額以外の所得金額の合計額が、二十万円を超えるとき。
- ③ ①②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。
- ◆ 申告に必要なもの
- ④ 所得の算出に必要な書類
- ⑤ 源泉徴収票(家族の分も)
- ⑥ 各種保険料控除の払い込み
- ⑦ 雑損控除を受けた場合は、被害を受けた住宅や家財の損害などの明細書など
- ⑧ 医療費控除を受けた場合は、医療費の領収書が支払証明書
- ⑨ 雑損控除を受けた場合は、被害を受けた住宅や家財の損害などの明細書など
- ⑩ 雑損控除を受けた場合は、被害を受けた住宅や家財の損害などの明細書など

月 額	定 額	年 額	
		1月～3月	4月～12月
定 額	1月～3月	8,400円	25,200円
	4月～12月	9,000円	27,000円
付加保険料		400円	1,200円
定額+付加		8,800円	26,400円
定額+付加		9,400円	28,200円

◎平成3年の保険料

成三年一月から十二月までの一年間に納めた保険料です。また、家族の分の保険料をあなたが支払った場合でも対象になります。免除期間の追納保険料や昨年の未納保険料なども同様です。

確定申告の期間中には忘れずに申告しましょう。

平成3年分農業所得標準

水 稲 10アール当たり 128,651円
普通畑 10アール当たり 19,000円

平成3年分農業所得標準は、1月31日県下一斉に開示されました。村でも農業団体、各農家組合長からご参集していただき、2月6日に適用標準を下記のとおり説明しました。農業所得標準などについてのお問い合わせは、役場(税務係)までお願いします。

1. 水稲 (10アール当たり)

区分	収 入		必 要 経 費									差引所得	
	収 量	単 価	収入金額	公租公課	種苗費	肥料費	大農具費	農具費	償却費	農業費	その他		計
普通地	kg	(100kg単価)円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	549	33,525	184,052	4,536	2,276	9,504	8,000	3,383	6,250	4,500	16,952	55,401	128,651

2. 普通畑 (10アール当たり)

全 県 下	(10アール当たり)	19,000円
-------	------------	---------

3. 露地販売野菜畑

種 目	所 得 金 額	摘 要
露地販売野菜畑	共同販売 (収入金額×60%) - (14,800円×面積)	全県下
	個人販売 (収入金額×64%) - (14,800円×面積)	

4. 転作普通畑

1. 販売野菜畑 (収入金額×20%) - (5,400円×面積)
2. 販売野菜畑以外 普通畑(自給畑)所得標準の30%相当額

5. 特殊田畑 (10アール当たり)

種 目	所 得 金 額	種 目	所 得 金 額
飼 料 畑	18,400円	露地いちご	(収入金額×62%) - (25,900円×面積)
梨	共同販売 (収入金額×65%) - (115,600円×面積)	ハウスいちご	(収入金額×62%) - (240,500円×面積)
	個人販売 (収入金額×72%) - (115,600円×面積)	柿	共同販売 (収入金額×57%) - (52,400円×面積)
桃	共同販売 (収入金額×69%) - (60,800円×面積)		個人販売 (収入金額×67%) - (52,400円×面積)
	個人販売 (収入金額×74%) - (60,800円×面積)	おうとう	共同販売 (収入金額×72%) - (55,100円×面積)
りんご	実 査		個人販売 (収入金額×79%) - (55,100円×面積)
ぶどう	露地 共同販売 (収入金額×58%) - (79,200円×面積)	はす田	共同販売 (収入金額×59%) - (113,000円×面積)
	個人販売 (収入金額×63%) - (79,200円×面積)		個人販売 (収入金額×64%) - (113,000円×面積)
ハウスぶどう	共同販売 (収入金額×64%) - (180,600円×面積)	れんこん	共同販売 (収入金額×64%) - (113,000円×面積)
	個人販売 (収入金額×70%) - (180,600円×面積)		個人販売 (収入金額×55%) - (70,000円×面積)
		球 根	共同販売 (収入金額×53%) - (70,000円×面積)
			個人販売 (収入金額×55%) - (70,000円×面積)